



2023年度賃金引上げ 諸労働条件改善要求申入れ

本部は2月13日、2023年度賃金引上げ・諸労働条件改善要求を会社に申し入れました。

賃金引上げ

- 1 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とすること。
- 2 2023年4月1日の定期昇給後の基準内賃金を、統一要求3,000円引き上げるとともに、物価高騰、生産性向上評価分として3,000円を加え6,000円とすること。
- 3 社員及びグループ会社社員の雇用を約束すること。
- 4 上記申入れに対する回答期限を、令和5年3月18日までにすること。

諸労働条件改善について

- 1 就業関係
 - ① 特別休日の付与日数(第57条第2項)
現行、「年間62日付与」を「年間65日付与」と改正すること。
 - ② 年次有給休暇 使用単位(第83条第1項)
半日単位の使用について、請求手続(第84条第2項)について、前日までとすること。また、時間単位の取得を可能にするなど、制度の運用改善を図ること。
 - ③ 保存休暇の使途(第87条第2項)
保存休暇の使途について、該当する各号を削除し、使用使途の制限を緩和(撤廃)すること。
- 2 賃金関係
 - ① 割増賃金について(第327条)
割増賃金の単価を平日・B単価を140/100へ、D単価を150/100、E単価を160/100へそれぞれ引き上げること。
 - ② 出向手当(第214条)
60歳未満の出向者に対し、若年出向手当を支給すること。また、特にグループ会社社員の指導育成にあたる出向社員に対しては指導教育手当を支給すること。
- 3 退職手当関係
 - ① 退職手当の算定基礎給となっている第二基本給を廃止すること。
 - ② 定年退職日を翌年の7月に統一すること。
 - ③ 定年年齢を65歳とするとともに、希望者には70歳まで働く環境を整備すること。

賃金引上げ・諸労働条件改善要求を

「ONE TEAM」で臨み労使で明るい未来をつくろう!